

徳島県情報公開審査会答申第211号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成29年3月17日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し「土地改良法第134条第1項に関する必要措置命令の経緯経過を示す書類（〇〇〇〇と〇〇〇〇〇土地改良区）（農山漁村振興課，評価検査課，〇〇〇〇部〇〇）」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年3月31日、実施機関は、本件請求に対して「公開請求に係る文書を保有していない」ことを理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成29年4月4日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

平成29年8月4日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

あきらかに違法であり速やかな開示を求める。

2 審査請求の理由

過去に前例のない横領事件の発生した事件であり、いまだ同改良区内で裁判等が続いているのに、ないのはおかしい。これら不正行為を隠す行為は、枉法行為そのものです。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

審査請求人が公開を求めている公文書は、実施機関が〇〇〇〇土地改良区及び〇〇〇〇〇土地改良区に対し、措置命令を発出した経緯が分かる書類と推察される。

このことについて、措置命令の保存期間は10年であるが、〇〇〇〇土地改良区に措置命令を発出したのは〇〇〇〇年であり、保存期間を過ぎているため、措置命令を発出した経緯が分かる書類は存在しない。

以上により、本件請求に係る公文書を保有していない。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成29年8月15日	諮問
令和3年10月28日	審議（第185回審査会）
同 年11月15日	審議（第186回審査会）
同 年12月16日	審議（第187回審査会）
令和4年1月14日	審議（第188回審査会）

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

本件請求に係る公文書は、実施機関から〇〇〇〇土地改良区及び〇〇〇〇〇土地改良区に対して発出された土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第134条第1項に基づく措置命令に関する経緯経過が分かる書類（以下「本件対象公文書」という。）であると認められる。

2 本件請求に対する実施機関の決定

本件請求において請求に係る公文書の関係所属として3つの所属が示されていることから、実施機関は、本件対象公文書のうち当該所属が所管する公文書について、それぞれ条例第12条の決定を行っているものと認められる。

3 本件対象文書の保有の有無について

実施機関は、本件対象文書に該当するものとして〇〇〇〇年に〇〇〇〇土地改良区に対して発出した法第134条第1項の措置命令を発出した経緯が分かる書類と特定している。これ以外の措置命令書について言及はないが、当審査会において確認したところでも、これ以外に発出された法第134条第1項の措置命令はないと認められる。

また、実施機関は措置命令書の保存期間が10年であるとしているが、徳島県公文

書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）別表の定めを見ても、措置命令等の「不利益処分に関する決裁文書」の保存期間が5年と定められているところ「その他10年間保存する必要があると認められる公文書」として保存期間を10年としていると推察されることから、実施機関の公文書の特定及び保存期間に関する主張に特に不合理なところは認められない。

4 本件処分の妥当性について

以上のことから、実施機関において本件対象文書を保有しているとは認められず、本件対象文書が不存在であるとして公文書の公開請求を拒否した実施機関の決定は、妥当であると判断する。

徳島県情報公開審査会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
大森 千夏	弁護士	
鎌谷 郁代	税理士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	会長職務代理者
喜多 三佳	四国大学経営情報学部 教授	会長
真鍋 直敬	弁護士	